

共 済 組 合 員 各 位

東京外国語大学人事労務課給与共済係

令和 8 年度 被扶養者の要件確認について

このことについて、以下のとおり実施します。「被扶養者申告書」等をデータ配布しますので、内容をよくご確認のうえ、受付期間内に必要書類をご提出ください。

昨年度までとの変更点について

令和 8 年 4 月 1 日より、労働契約書や労働条件通知書に記載された内容から算出される見込み額が基準額未満であれば、共済組合の被扶養者として認定することが可能となりました。これに伴い、被扶養者の要件確認方法について従来から変更が生じます。

【給与収入のみかつすべての勤務先の年間収入を労働契約内容から算出できる方】

a. 令和 8 年 3 月 31 日以前から認定されていた方

⇒最新の労働条件通知書等を提出してください。また「扶養の申立書」にて令和 8 年 3 月 31 日までの年間収入が、認定限度額を超えていないことを申し立ててください。

b. 令和 8 年 4 月 1 日以降に労働条件通知書等を提出して認定を受けた方

⇒労働条件等の内容に変更があった場合のみ最新の労働条件通知書を提出してください。

c. 令和 8 年 4 月 1 日以降に労働条件通知書等以外で認定を受けた方

⇒新たに最新の労働条件通知書等を提出してください。

【給与収入のみだが労働条件通知書等がない、労働契約内容から年間収入を算出できない方】

【給与収入と給与以外の収入（事業収入等）の収入がある方】

【給与以外の収入（事業収入等）のみの方】

⇒従来通り所得・収入に関する証明書（給与支払証明書、確定申告書の写等）を提出してください。

※提出された労働条件通知書等に記載の内容のみでは年間収入が算出できない場合、新たに書類の提出を求める場合がございます。

例：労働条件通知書に「週 3 日勤務」としか記載されていない場合、勤務日数を確認するために雇用の年間カレンダーを提出いただく。等。

シフト制等で雇用時点で勤務日が決まっていない場合は労働条件通知書等から年間収入の算出が不可能であるため、従来通り給与支払証明書等を提出いただくことになります。

※労働条件通知書等の内容により要件の適否を確認する被扶養者についても、来年度以降の要件確認において「課税（非課税）証明書」等の提出を求め、労働条件通知書等から推計した支給見込額と支給実績に大幅な乖離がないかを確認する可能性がございます。

1 受付期間 令和8年9月1日（火）～9月30日（水）17時まで【期限厳守】

2 提出書類・注意事項

◆ 提出書類

① 「被扶養者申告書」※要件確認用の様式になります。

受取フォルダよりダウンロードをお願いします。

記載済みの内容を確認し、必要事項を追記の上、ご提出ください。

② 被扶養者申告書に添付する確認書類

受取フォルダ内に保存されたPDF『〇〇様の被扶養者要件確認添付書類』をご確認いただき、記載されている書類を①の添付書類としてご提出ください。

※令和8年4月1日以降に被扶養者に認定された場合で、既に提出済の場合は省略可。

③ 配偶者が被扶養者に認定されていない方（夫婦共同扶養の確認）

配偶者の年間収入が分かる下記いずれかの公的書類を提出してください。

- ・ 令和7年課税（もしくは非課税）証明書または住民税決定通知書の所得部分の写し
- ・ 令和7年源泉徴収票の写し ※給与以外に収入が無い方
- ・ 令和7年確定申告書（総収入のわかる部分）の写し ※給与以外の収入がある方

【提出先】

<https://xdatabox.tufs.ac.jp/public/hAKCAFcAzIAkoHfjpB2IpRpX-q9MFxghA-SMrv4Kr7cL>

◆ 被扶養者に異動（新たな認定・取消）がある場合

速やかに人事労務課給与共済係窓口にてお手続きをお願いします。

提出書類については、人事労務課給与共済係にお問い合わせください。

※被扶養者の認定は、その事実が発生した日から30日以内に「被扶養者等申告書」を提出した場合は、事実発生日から認定されます。30日を経過していると、申告書の受理日から認定となりますのでご注意ください。

※被扶養者であった人が、就職等により被扶養者の要件を欠くこととなったときは、認定取消の申告（および資格確認書の交付を受けている場合はその返却）を速やかに行ってください。この手続きをせず医療機関等を受診した場合は、後日共済組合から返還請求を受けます。また、扶養手当が支給されていた場合は、手当の返納等も生じますのでご注意ください。

次の項目にあてはまる人は被扶養者になれないため、取消の手続きが必要となります。

- (1)他の共済組合・健康保険・船員保険の被保険者・被扶養者である人
- (2)組合員以外の人とその家族について国などから扶養手当等を受けているとき
- (3)組合員が他の人と共同して同一人を扶養する場合に、組合員が主たる扶養者でないとき
- (4)年額 130 万円以上の恒常的所得がある人

(ただし、その年の 12 月 31 日現在の年齢が 19 歳以上 23 歳未満の者(組合員の配偶者を除く)である場合は 150 万円以上、障害年金受給相当の障害を有する者又は 60 歳以上の者である場合は 180 万円以上)

※収入事由が発生した日から 12 ヶ月間における収入額となります。

どの月を基準にしても年額が基準額未満でなければ被扶養者として認められません。

※勤労収入、年金、恩給、雇用保険、利子収入、株等の譲渡収入、不動産収入、健康保険法及び労災保険法による休業補償費等、実質的に収入と認められるものが対象となります。

※実績収入と見込収入額が異なる場合には遡って認定取消になる場合があります。

- (5)18 歳以上 60 歳未満で次に当てはまらない人

ア 学生 (アルバイト等で就労し、(4)に該当する場合は認定されません。)

イ 身体障害者

ウ 病気、けがなどにより就労能力を失っている人

エ 給与法上の扶養親族、所得税法上の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者

- (6)日本国内に住所を有しないもの

※日本国内に生活の基礎があると認められる場合には、被扶養者として認定することができます(国内居住要件の例外)

※日本に住民票があっても次の場合は例外として被扶養者から認定取消されます。

- ・「医療滞在ビザ」で来日した者
- ・「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者
- ・その他保険者において国内居住要件に満たさないものと判断された者

3 問い合わせ先

人事労務課給与共済係 (本部管理棟 4 階) 担当 : 田中・田辺

電 話 : 042-330-5877

E-mail: tufs-kyosai@tufs.ac.jp